

商工振興ビジョン・ロードマップ策定

【見直しポイント】

1. 体系の再構築

ロードマップ骨子、前半期ロードマップ、解説編など、商工振興ビジョン・ロードマップの体系が多様化・複雑化してきたため、完成版に向けロードマップの体系を再構築するもの。

■ロードマップ【完成版】の体系（案）

- 第 1 章 策定目的・施策体系 ……（追記）
- 第 2 章 ロードマップ全体 ……（骨子）
- 第 3 章 前半期ロードマップ ……（前半期ロードマップおよび解説版）
- 第 4 章 実施に向けた展望（総合戦略との関係、財政措置、進行管理など） ……（追記）

(1) ロードマップ骨子

- ・ロードマップ全体の骨子（フレーム）を示したものであり、ロードマップ策定に向けた過程における暫定成果物という位置づけのもと、ロードマップ全体として第 2 章に掲載する。

(2) 前半期ロードマップ

- ・ロードマップの実現に向け、前半期 5 年間に取組むべき施策の道筋を示したもの。

(3) 解説編

- ・前半期ロードマップの意味する内容を解説するため前半期ロードマップに追記したもの。

※体系の再構築にあっては、それぞれの実施主体が計画書を見やすいよう（使いやすい）配慮して策定作業を進めるものとする。

2. 事業実施計画としての総合戦略

ロードマップの作成により施策を進める道筋を明確化するが、実際に商工振興施策を実施していくため、まち・ひと・しごと創生法に基づく市の総合戦略に、事業実施計画として商工振興施策を位置づけ、着実に事業実施につなげていく。

3. 計画年次の見直し

前半期ロードマップは、計画期間を H26～H30 としていたが、「第五次総合計画後期基本計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図るため、H27～H31 の 5 ヶ年に計画年次を見直すもの。

なお、H26 年度実施項目は「到達度及び実績」の欄に追記する。

4. 実施主体の細分化

ロードマップに掲載する施策に関しては、現状の色分けの黄色：市、青色：事業者の二択ではなく、あくまでも市条例で位置づけた、市、中小企業者等（商工団体含む）、大企業者、市民の関わりを明確化すべきであり、それぞれの主体から、どの施策に関連性があるのかを、見やすくすることが望ましい。

- ・おもな実施主体欄を設けて、関わりのある実施主体を明確化
- ・施策の矢印ごとに段付けをして一覧表を再整理

5. 進行管理

ロードマップの進行管理を行うことを位置づけるとともに、栗東市中小企業振興会議設置要綱を改正し、その役割を位置づける。

6. 関係課への意見照会

平成27年3月4日付けにて、総合調整会議に報告した結果、関係課への意見照会を実施し、庁内の協議・調整を図ることが内部決定した。

この結果、平成27年度、関係課への意見照会を行った。

（意見照会の結果は、参考資料の通り）

7. 作業部会

前回までの中小企業振興会議での方向性としては、作業部会を設置して、具体的な議論を深める方向としていたが、円滑な計画書策定に向け組織をスリム化するため、専門部会の人員体制を再整理し、専門部会として対応する方向に修正する。